

## 新旧対照表

2023年6月17日改正

証券総合取引約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. (変更なし)</p> <p><u>(11)おまかせ運用約款</u></p> <p>第3条 (証券取引口座の開設等)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(1) <u>満18歳以上80歳未満の個人の方であること</u></p> <p>(2)～(7) (変更なし)</p> <p>第4条 (証券総合取引のご利用)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>(1)有価証券の売買その他の取引</p> <p><u>(2)累積投資取引</u></p> <p><u>(3)有価証券の保護預り</u></p> <p><u>(4)特定口座のご利用</u></p> <p><u>(5)出金時の振込先指定</u></p> <p><u>(6)預金口座振替請求によるリアルタイム入金のご利用</u></p> <p>2. (変更なし)</p>	<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. お客様には、この約款ならびに次の各号に掲げる約款および規約を含む「証券総合取引約款集」その他の当社とのお取引ルール等(以下、「この約款等」といいます。)について、よくご理解・ご承諾いただいたうえで、お客様の判断と責任において、証券総合取引をお申し込みいただきます。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3条 (証券取引口座の開設等)</p> <p>お客様が証券総合取引およびサービスを利用する場合には、当社の定める方法で証券取引口座の開設に係る契約の締結をお申し込みいただくものといたします。なお、お申し込みの際、次の各号の条件を全て満たしている必要があります。</p> <p>(1) <u>満20歳以上80歳未満の個人の方であること</u></p> <p>(2)～(7) (省略)</p> <p>第4条 (証券総合取引のご利用)</p> <p>1. お客様は、この約款等に基づいて、次の各号に掲げる取引をご利用いただくことができます。</p> <p>(1)有価証券の売買その他の取引</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2)有価証券の保護預り</u></p> <p><u>(3)特定口座のご利用</u></p> <p><u>(4)出金時の振込先指定</u></p> <p><u>(5)預金口座振替請求によるリアルタイム入金のご利用</u></p> <p>2. (省略)</p>

<p>第 19 条 (本人認証)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (変更なし)</li> <li>2. (変更なし)</li> <li>3. お客様が当社に第 75 条に掲げる届出事項の変更等、または新たにサービス等のお申し込みを行う場合には、当社は、お客様に対し変更届出事項の変更等またはサービス等のお申し込みの都度本人確認書類等の提供を求めることができるものといたします。</li> <li>4. (変更なし)</li> </ol>	<p>第 19 条 (本人認証)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (省略)</li> <li>2. (省略)</li> <li>3. お客様が当社に第 65 条に掲げる届出事項の変更等、または新たにサービス等のお申し込みを行う場合には、当社は、お客様に対し変更届出事項の変更等またはサービス等のお申し込みの都度本人確認書類等の提供を求めることができるものといたします。</li> <li>4. (省略)</li> </ol>
<p>第 33 条 (対象書面)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>第 33 条 (対象書面)</p> <p>当社が電磁的方法によりお客様に交付、表示または徴求する書面は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律および金融商品取引法その他の法令等において電磁的方法による提供および徴求が認められている書面のうち、次の各号に掲げる書面（以下、「対象書面」といいます。）といたします。</p> <p>(1)～(13) (省略)</p>
<p>[投資一任契約の締結がある場合]</p> <p><u>(14)おまかせ運用約款</u></p> <p><u>(15)投資一任契約に係る契約締結前交付書面 (代理交付)</u></p> <p><u>(16)投資一任契約に係る契約締結時交付書面 (代理交付)</u></p> <p><u>(17)投資一任契約に係る運用報告書 (代理交付)</u></p> <p><u>(18)投資一任契約約款 (代理交付)</u></p> <p><u>(19)自己設定投資信託の組入れの同意 (代理交付)</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
<p>第 4 章 累積投資取引</p>	<p>(追加)</p>
<p>第 57 条 (本章の趣旨)</p> <p><u>本章は、お客様と当社との間の当社が取扱う有価証券の累積投資に関する取決めです。当社は、本約款の規定に従って当社が取扱う有価証券の累積投資口に係る累積投資契約をお客様と締結いたします。</u></p>	<p>(追加)</p>

第 58 条（累積投資の種類およびお申し込み）

（追加）

1. お客様は、当社に証券総合取引口座をお持ちの場合、この約款に従った有価証券の自動継続投資取引をご利用いただきます。
2. お客様は、買付を希望する有価証券の種類に応じて、当社の設定した累積投資口（以下「累投口」といいます。）ごとに、契約の申し込みを行うものといたします。
3. お客様は、所定の入力フォームに必要事項を入力の上、これを当社に提出することにより契約の申し込みを行うものといたします。ただし、最初の代金の払込みが行われた場合には、払込みをもって当該累投口の契約の申し込みが行われたものといたします。

第 59 条（定期積立）

（追加）

1. お客様が追加型投資信託受益証券または受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額購入取引によって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄の中から、お客様が指定する銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）とし、当社所定のお申し込み手続きによってお取引を開始できます。
2. 当社は、次条に定める払込金相当額の確認ができなかった場合、全ての指定銘柄の買付について、申し込みがなかったものとして取扱い、買付を行いません。
3. 前項によるほか、当社所定の基準により、指定銘柄の買付を行わない場合および売却注文を受けられない場合があります。

第 60 条（金銭の払込み）

（追加）

1. お客様は、有価証券の買付にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をその累投口に払込みができるものといたします。ただし、1 回目の払込金はこれを各累投口のお申し込みのときに払込むものといたします。なお、一部の累投口には、有価証券等の売却代金等の返還金による他の累投口への払込みが行えます。

2. 第1項の払込金は、各累投口に係る有価証券の目論見書等に記載された額、または当社所定の額といたします。

第61条（買付時期および価額）

（追加）

1. 当社は、各累投口に係る有価証券の目論見書等に従い、遅滞なくその買付を行います。

2. 前項の買付価額は当該目論見書等の定める価額といたします。

3. 買付けた有価証券の所有権および果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客様に帰属するものといたします。

第62条（有価証券の保管）

（追加）

1. 累積投資契約によって買付けた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管いたします。

2. お客様は、その指定する有価証券と同一種類の有価証券に限り、この累積投資契約以外によって取得したものを、累積投資契約に基づく有価証券として、当社に寄託することができます。

3. 当社は、この累積投資契約による有価証券については、その保管に際し、これを大券にて取りまとめを行うことがあります。

4. 累積投資契約による有価証券等については証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の定める株式等振替制度を利用し、原則、機構で管理いたします。

5. 前項までの規定により混合して保管する有価証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

(1) 寄託された有価証券と同銘柄の有価証券に対し、寄託された有価証券の額に応じて共有権または準共有権を取得すること

(2) 新たに有価証券を寄託するときまたは寄託された有価証券をご返還するときは、その有価証券の寄託またはご返還については、同銘柄の有価証券を寄託している他のお客様と協議を要しないこと

第63条（果実等の再投資）

（追加）

累積投資に係る有価証券の配当金、利金または収益分配金および償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該累投口に繰り入れてお預かりし、各累投口に係る有価証券の目論見書等に従い買付を行います。

第 64 条 (証券または金銭の返還)

(追加)

1. 当社は、この累積投資契約に基づく有価証券または金銭について、お客様からその返還をご請求されたときに、当該累投口に係る有価証券の目論見書に従いご返還いたします。
2. 前項のご請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は当該ご請求に係る有価証券または金銭を当社所定の方法により、お客様にご返還いたします。

第 65 条 (累積投資契約の解約)

(追加)

1. 累積投資契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものといたします。
  - (1) お客様から解約のお申し出があったとき
  - (2) 当社が定める一定の期間を超えて、払込金が払込まれなかったとき
  - (3) 投資信託が償還されたとき
  - (4) 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
2. 当社が定める一定の期間を超えて、払込金のない累積投資契約については、これを解約させていただくことがあります。
3. 累積投資契約が解除されたときには、当社は、遅滞なく保管中の有価証券および累投口の残金をお客様にご返還いたします。
4. この解約の手続きは第 64 条第 2 項に準じて行います。

第 66 条 (その他)

(追加)

投資信託の累積投資取引に関する事項で本章に記載のない事項は、当該投資信託の目論見書等の定めおよび当社所定の基準に従います。

<p><u>第5章</u> 振込先指定・預金口座振替請求</p> <p><u>第67条</u> (振込先指定)</p> <p><u>第68条</u> (預金口座振替請求入金)</p> <p><u>第6章</u> 雑則</p> <p><u>第69条</u> (営業日)</p> <p><u>第70条</u> (お預り金について)</p> <p><u>第71条</u> (各種帳票等の発行・再発行費用)</p> <p><u>第72条</u> (お客様が債務を履行されない場合の取扱い)</p> <p><u>第73条</u> (通話の録音)</p> <p><u>第74条</u> (宣伝広告等)</p> <p><u>第75条</u> (届出事項等の変更)</p> <p><u>第76条</u> (通知の効力)</p> <p><u>第77条</u> (成年後見人等の届出)</p> <p><u>第78条</u> (非居住者等)</p> <p><u>第79条</u> (この約款における免責事項)</p> <p style="text-align: center;">(変更なし)</p> <p>(8) <u>第75条</u> (届出事項等の変更) に基づく当社への届け出が、お客様により遅滞なく行われなかった場合</p> <p>(9)～(10) (変更なし)</p> <p>(11) <u>第82条</u> (解約) 第1項第2号から第9号までに基づき、この約款等が解約された場合</p> <p style="text-align: center;">(変更なし)</p> <p><u>第80条</u> (開示)</p> <p><u>第81条</u> (個人情報取扱い)</p> <p><u>第82条</u> (解約)</p> <p><u>第83条</u> (解約時の取扱い)</p> <p><u>第84条</u> (合意管轄)</p>	<p><u>第4章</u> 振込先指定・預金口座振替請求</p> <p><u>第57条</u> (振込先指定)</p> <p><u>第58条</u> (預金口座振替請求入金)</p> <p><u>第5章</u> 雑則</p> <p><u>第59条</u> (営業日)</p> <p><u>第60条</u> (お預り金について)</p> <p><u>第61条</u> (各種帳票等の発行・再発行費用)</p> <p><u>第62条</u> (お客様が債務を履行されない場合の取扱い)</p> <p><u>第63条</u> (通話の録音)</p> <p><u>第64条</u> (宣伝広告等)</p> <p><u>第65条</u> (届出事項等の変更)</p> <p><u>第66条</u> (通知の効力)</p> <p><u>第67条</u> (成年後見人等の届出)</p> <p><u>第68条</u> (非居住者等)</p> <p><u>第69条</u> (この約款における免責事項)</p> <p>当社は、次の各号に掲げる場合により生じたお客様の損害および損失については、その責任を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>第65条</u> (届出事項等の変更) に基づく当社への届け出が、お客様により遅滞なく行われなかった場合</p> <p>(9)～(10) (省略)</p> <p>(11) <u>第72条</u> (解約) 第1項第2号から第9号までに基づき、この約款等が解約された場合</p> <p>(12)～(15) (省略)</p> <p><u>第70条</u> (開示)</p> <p><u>第71条</u> (個人情報取扱い)</p> <p><u>第72条</u> (解約)</p> <p><u>第73条</u> (解約時の取扱い)</p> <p><u>第74条</u> (合意管轄)</p>
--	---

<p><u>第 85 条</u>（この約款等の変更）</p> <p><u>附 則</u>（2023 年 6 月 17 日変更）</p> <p><u>この約款は、2023 年 6 月 17 日よりお客様 とのお取引に適用します。</u></p>	<p><u>第 75 条</u>（この約款等の変更）</p> <p>（追加）</p>
---	--

特定口座上場株式等保管委託約款 （下線部変更）

新	旧
<p>第 13 条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>（変更なし）</p> <p>(3) 「証券総合取引約款」<u>第 82 条</u>の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p><u>附 則</u>（2023 年 6 月 17 日変更）</p> <p><u>この約款は、2023 年 6 月 17 日よりお客様 とのお取引に適用します。</u></p>	<p>第 13 条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) 「証券総合取引約款」<u>第 72 条</u>の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>（追加）</p>

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 （下線部変更）

新	旧
<p>第 6 条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>（変更なし）</p> <p>(4) 「証券総合取引約款」<u>第 82 条</u>の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p><u>附 則</u>（2023 年 6 月 17 日変更）</p> <p><u>この約款は、2023 年 6 月 17 日よりお客様 とのお取引に適用します。</u></p>	<p>第 6 条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 「証券総合取引約款」<u>第 72 条</u>の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>（追加）</p>

特定管理口座保管委託約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第7条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)～(4) (変更なし)</p> <p>(5)「証券総合取引約款」第82条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>2. (変更なし)</p> <p><u>附 則 (2023年6月17日変更)</u></p> <p><u>この約款は、2023年6月17日よりお客様とのお取引に適用します。</u></p>	<p>第7条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5)「証券総合取引約款」第72条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>2. (省略)</p> <p>(追加)</p>

電磁的方法による書面等の交付等に関する承諾書

(下線部変更)

新	旧
<p>2. 電子交付等の対象書面の種類</p> <p>⑬おまかせ運用約款</p> <p>⑭投資一任契約に係る契約締結前交付書面</p> <p>⑮投資一任契約に係る契約締結時交付書面</p> <p>⑯投資一任契約に係る運用報告書</p> <p>⑰投資一任契約約款</p> <p>⑱自己設定投資信託の組入れの同意</p>	<p>2. 電子交付等の対象書面の種類</p> <p>対象書面の種類は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業に関する内閣府令、金融商品取引所受託契約準則、自主規制法人関係諸規則その他関係法令・諸規則により電磁的方法による交付等が認められている書面、並びにその他当社とお客様の権利・義務に関する書類のうち、次の各号に掲げるものとします。</p> <p>① ～ ⑫ (省略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

以上